

平成 30 年度第 1 回寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議議事録

1 日時

平成 30 年 8 月 3 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時

2 場所

寝屋川市立保健福祉センター 5 階 多目的ホール

3 当日の参加者等

(1) 出席委員（31 名中 26 名出席 5 名欠席）

- ア 杉本 こども部 部長 会長
- イ 辻 こども部 次長 兼 こどもを守る課 課長 副会長
- ウ 中村 中村善彦法律事務所 弁護士
- エ 笠谷 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
- オ 林 大阪府中央子ども家庭センター 次長 兼 相談対応第一課 課長
- カ 衣笠 大阪府寝屋川保健所 地域保健課 保健師長
- キ 鴨林 枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署 副署長
- ク 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 総務課 課長
- ケ 中坊 大阪法務局 人権擁護部第 2 課 係長
- コ 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
- サ 友井 寝屋川地区人権擁護委員会 委員
- シ 田伏 人・ふれあい部 次長 兼 人権文化課 課長
- ス 稲留 福祉部 保護課 課課長
- セ 塚本 福祉部 障害福祉課 課課長
- ソ 勝浦 こども部 次長 兼 子育て支援課 課長
- タ 入江 こども部 保育課 課課長
- チ 津田 こども部 こどもを守る課 課課長
- ツ 伊東 寝屋川市立保育所所長会 会長
- テ 森本 寝屋川市民間保育所協議会 事務局長
- ト 高島 社会教育部 青少年課 係長
- ナ 難波 学校教育部 学務課 係長

- ニ 山口 学校教育部 教育指導課 課長
- ヌ 遠藤 学校教育部 教育研修センター 所長
- ネ 山崎 寝屋川市立小学校 小学校校長会 会長
- ノ 佃 寝屋川市立中学校 中学校校長会 会長
- ハ 九條 寝屋川私立幼稚園 園長会 会長

(2) 欠席委員

- ア 青山 寝屋川市医師会 副会長
- イ 上田 寝屋川市歯科医師会 常務理事
- ウ 久保 大阪府助産師会寝屋川班 班長
- エ 松本 大阪府寝屋川警察署 生活安全課少年係 係長
- オ 池峯 寝屋川市私立幼稚園協議会 会長

(3) 事務局

- ア 岡本 こどもを守る課 係長
- イ 重田 こどもを守る課
- ウ 水谷 こどもを守る課
- エ 北中 こどもを守る課

(4) 実務者

- ア 檜原 子育て支援課 係長
- イ 佐藤 子育て支援課 保健師
- ウ 松岡 子育て支援課 保健師
- エ 横山 教育指導課 係長
- オ 野口 大阪府寝屋川保健所 地域保健課 主査
- カ 玉井 大阪府寝屋川保健所 地域保健課 技師

4 会議内容

(1) 寝屋川市要保護児童対策地域協議会 会長挨拶

はじめに、杉本会長より、要保護児童対策地域協議会の開催に伴い、挨拶がなされた。

〔杉本会長〕

皆さん、こんにちは、寝屋川市要保護児童対策地域協議会会長の杉本でございます。本日はお忙しい中、平成30年度第1回 寝屋川市要保護児童対策

地域協議会代表者会議にご参加いただき、ありがとうございます。

平素は、本協議会の取り組みに、ご尽力、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、児童虐待に関する事件は、新聞紙上でも頻繁に報道されており、先日、目黒区で発生した5歳女児の虐待死事件で彼女が残した文章は、大人一人ひとりの姿勢に突き付けた魂の叫びのように聞こえます。今一度、子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう要保護児童対策地域協議会として児童虐待防止に向けて何をすべきなのか、皆様と確認していきたいと考えております。

国から「児童虐待防止対策の強化にむけた緊急対策」の通知が出されました。「緊急に実施する重点項目」をはじめ、児童虐待防止のための総合対策がうたわれております。

本市におきましても、昨年も児童虐待相談件数は増えており、全国的に見てもかなり高い数値になっており、内容も複雑化しております。

このような中、改めて、子どもの命を脅かす児童虐待を未然に防止し、早期に発見し、対応することの重要性を再認識いたしまして、皆様関係機関の方々とより一層、連携を図るとともに、ケースへの対応力の向上に向けて取り組んでいきたいと考え、実務者会議や個別ケース検討会議等において、弁護士の先生に定期的にスーパーバイザーとして参加いただき、的確な対応方針をたてれるよう、助言をいただき、対応力を高めているところでございます。また、平成30年度におきましては、子育て世代包括支援センターを開設し、子ども家庭総合支援拠点事業に取り組み、僅かな兆しをキャッチし、適切な支援につなぐことにより、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の中で、児童虐待の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

今後も、子どもの命・安全を守り、こどもが笑顔で成長し、子どもの笑顔があふれる子育てしやすい街をめざして、努力していききたいと考えております。

あわせて、児童虐待への対応力を高め、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化し、関係機関との連携をより一層強めていきたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の会議では、中村弁護士より国の動きも含め、現在の児童虐待における課題などご講義をいただきます。今後の児童虐待対応における関係機関のさらなる連携を強化させていく契機となることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

(2) 議題

ア 会議の公開・非公開の決定

辻副会長より、要綱第 12 条に基づき、代表者会議を原則公開とする旨の説明がなされ、委員からの異議がなかったことから、本会議の公開が決定した。

イ 報告案件

(ア) 大阪府の児童虐待の現状とその取り組みについて

林委員（大阪府中央子ども家庭センター）より、資料「大阪府における児童虐待相談の現状（平成 28 年度）」に基づき、以下のような説明がなされた。

〔林委員（大阪府中央子ども家庭センター）〕

「① 全国児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移」については、依然増加傾向にある。そのうち、「② 大阪府における児童虐待対応件数の推移」においては、平成 28 年度の児童虐待相談対応件数は 1 万 118 件を記録し、前年度をわずかに下回る件数となった。しかし、平成 29 年度の児童虐待相談対応件数は現時点で 1 万 1 千件を超える見込みとなっており、過去最高の児童虐待相談対応件数を記録すると予想される。

また、虐待の種別では、心理的虐待の件数が最多となっている。

「③ 虐待の経路別相談対応件数」では、警察等からの通告が全体のおよそ半分を占めており、心理的虐待の通告を多く受理している。警察等に次いで、児童相談所、近隣知人からの通告が多く、家族及び親戚、子ども本人からの通告は全体の 10%となっている。医療機関からも、身体的虐待として子どもの頭部損傷、ネグレクトとして体重の減少といった状況を通告して頂いている。このような通告があった場合、速やかに状況を把握し、必要があれば一時保護を実施する等の対応を行っている。また、最近の医療機関との連携として、出産前の特定妊婦に係る情報共

有等の連携を行い、出産後も切れ目ない支援を実施できるよう図っている。

次に、「④ 被虐待児の年齢・相談種別件数」については、0歳から3歳未満及び3歳から学齢前までの被虐待児が全体の41%を占めている。高校生・その他の被虐待児も全体の10%となっており、これは深夜徘徊等で発見された高校生の背景に虐待の疑いがあるという理由で警察から通告されるケースが主である。

「⑤ 虐待相談の主な虐待者」では、実母による虐待が全体の半分以上を占めている。これは、実母に子育ての負担が掛かっていることが要因としてあげられるため、母親への支援が課題となっている。実父及びパートナーによる虐待も多く、父親からの暴力が子どもへ及ぼす影響が大きいことから、父親による虐待相談については、より注意深く見守り、対応することが必要と考えている。

「⑥ 立入調査・警察署長への援助要請」について、虐待相談対応件数に対して、立入調査及び警察署長への援助要請件数は少ないが、これは子どもの安全確認や保護について、家庭訪問ではなく所属等で実施することも多いためである。援助要請より立入調査の件数が少ないことについては、訪問先で保護者の協力を得て安全確認や子どもを保護できたケースも多く、結果的に立ち入り調査の必要がないと判断されるケースがあるためである。

子どもの保護については、児童相談所及び警察、所属等に協力いただき、子どもにとっても安全な形で保護できるよう対応している。

「⑦ 虐待相談対応における一時保護件数」については、大阪府の施設で保護する場合と、里親、児童養護施設に委託して子どもを保護する場合がある。一時保護する子どもの中には、地域の里親家庭から通学する子どももいることから、地域に里親が増加すれば、子どもが保護までに通っていた保育園や学校に通い続けることが出来ると考えている。里親を増やすことに協力いただければありがたい。

最後に、「⑧ 市町村別虐待対応件数」について、寝屋川市は北河内7市の中で虐待対応件数の多さは2番目となっている。調査目的で一時保

護することが児童福祉法で定義されたが、大阪府としては、子どもの安全が不明である場合には、躊躇なく、一時保護を実施するようにしている。一時保護の実施後、施設入所及び里親委託につなげる場合も多いが、再び保護者と生活できることを進めるため、今年度から「家庭移行推進担当」を置いている。また、市町村との連携について重点的に取り組むために、コーディネーターを配置や増員を実施した。これらにより対応を強化していきたいと考えている。

(ウ) 寝屋川市要保護児童対策地域協議会の取組について

津田委員（こどもを守る課）より、寝屋川市要保護児童対策地域協議会の取組について、資料 2 及び資料 3 に基づき、以下のような説明がなされた。

〔津田委員（こどもを守る課）〕

今年度の取組の 1 つとして、平成 30 年 3 月に作成した児童虐待防止マニュアル第 5 版を各関係機関に配布した。

今回の改正は、児童福祉法改正に基づき行っている。また、市町村の移管及び引継ぎ、居住実態が把握できない児童への対応、在宅支援における出産前後の支援、DV のある家庭への支援についても記載している。

平成 29 年度の寝屋川市要保護児童対策地域協議会の会議の実施回数は、代表者会議が 2 回、実務者会議が要支援児童の進行管理会議を含めて 17 回、個別ケース会議が 158 回であった。

実務者会議及び一部の個別ケース会議においては、前年度に引き続き、浜田弁護士及び中村弁護士に出席いただき、スーパーバイザーとして適切な助言をいただいている。

また、要保護児童対策地域協議会に係る台帳ケースについては、寝屋川保健所の支援の下、地域の精神クリニックのスタッフに実務者会議へご参加いただき、助言をいただいている。

次に、2「児童虐待相談種別実数と割合」では、寝屋川市の児童虐待相談の実数は 1,399 件となっている。これは、児童虐待の未然防止や早期発見における関係機関との連携が取れていること、市民意識が高いことが一因であると考えている。また、相談種別ではネグレクトが全体の 6 割弱を

占めている。ネグレクトとは、単なる育児放置の他に、ごみ屋敷等の家庭環境における衛生面、子どもを病院に連れて行かない等の医療面での放置、夜間における養育者の不在、養育者がいるにも関わらず児童の怪我が絶えないなど、児童の安全が確保できていない場合も含まれる。なお、児童虐待ではネグレクト、身体的虐待、心理的虐待等が複合的に生じている場合が多々あるが、主たる虐待の種別に基づき統計している。

次に、3「過去5年間における児童虐待相談対応件数（実数）の推移」では、平成25年度から平成29年度までの相談対応件数は増加傾向にある。虐待の種別として、ネグレクトが常に最多であり、身体的虐待は減少傾向にあるが、心理的虐待は増加している。心理的虐待の増加については、面前DVが心理的虐待に該当することも一因であると考えている。

4「過去5年間における児童虐待相談の主な虐待者」においては、実母が虐待者の8割を占めている。これは、地域社会からの孤立や核家族化により、子育ての負担が母親に集中し、育児ストレスを抱えこんでいる母親が増加していることが一因であると考えている。

次に、5「要保護児童対策地域協議会での取扱件数」では、平成29度の取扱件数は要保護児童594件、要支援児童217件、特定妊婦48件となっている。要保護児童については複雑なケースも増えており、スーパーバイザーに助言をいただくことで、ケースの見立て、適切な対応ができるよう取り組んでいる。また、虐待の未然防止においては、特定妊婦への支援を母子保健と連携、強化している。本市では、今年度から子育て世代包括支援センターを開設し、母子手帳の全件面談交付を行っている。面談を通して母子のリスク判断を行い、支援が必要されるケースにおいては、関係機関と早期に連携し、対応している。特定妊婦の件数については、未婚、母子での妊娠が8割強であり、生活が安定しないケースが多い。そのため、台帳計上後は個別ケース検討会議を重ね、医療機関と連携しながら、妊婦及びその家庭状況、育児用品の準備状況、出産準備、親族の支援体制、子どもに対する愛着の有無等の確認をし、家庭での養育が困難と判断されたケースについては、子ども家庭センターによる一時保護が実施される。出産後の家庭における養育で児童の安全に問題が見られる場合は、子育て支

援課の保健師及び養育支援訪問の保育士と連携し、家庭訪問等で児童や家庭の状況を見守りつつ、支援を行っている。また、特定妊婦は出産に伴い妊婦ではなくなるため、出産後は、要保護児童として取扱い、4ヵ月健診を目途に、主担当機関から本協議会の実務者会議に報告し、要保護児童・要支援児童・非該当の判定を行っている。特定妊婦における0歳児の重症事案は、厚生労働省の死亡報告例でも多く挙げられており、重症化するリスクも高いため、関係機関と連携しながら、転出先との引継ぎも丁寧に行い、きめ細かい対応を行っている。

次に、6「乳幼児健診未受診児の把握」については、平成29年度の乳幼児健診未受診児の居所は全数把握できている。

7「就学前健診未受診児の確認」では、就学前健診未受診児について、合計112件を確認した。就学通知の送付後に連絡が取れなかったケースについては、調査の結果、母子生活支援施設に入所していることが確認できた。他市の母子生活支援施設に入所している場合など、住民票の実態がないまま転入したケースについては追跡ができないため、把握漏れがないように努めている。

最後に、市の取組として、子ども家庭総合支援拠点事業を実施している。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、庁内の子どもに関わる関係課で察知した対象の僅かな変化から、適切な支援につなげることを目的としている。子ども家庭総合支援拠点事業を通じて、児童虐待の未然防止、早期対応を図っていく。

- (エ) 辻副会長より、関係機関における新規事業の報告が求められ、各委員より以下のような報告がなされた。

〔山口委員（教育指導課）〕

こどもを守る課よりご説明いただいた「子ども家庭総合支援拠点」について、教育指導課では、今年度より、スクールソーシャルワーカーを新たに1名増員した。また、スクールソーシャルワーカーの増員に伴い、ケース会議開催時における学校への派遣回数が増加し、いじめ問題を始めとする子どもたちを取り巻く諸問題の早期解決に向けて取り組んでいる。

〔笠谷委員（寝屋川市民生委員児童委員協議会）〕

今年度より、子育て支援の一環として「子育て応援プロジェクト」を立ち上げた。これは、電車や集合住宅等で赤ん坊が泣きだすことに負い目を感じる母親が多いことから、「赤ちゃんは泣くものだ」という認識を市民に周知することを目的としている。具体的な取り組みとしては、ステッカー等を作成し、スーパーマーケットや公民館、RELATTO 等に配布することで周知を図る予定である。ステッカー等の作成は、若い世代にも「赤ちゃんは泣くものだ」という認識を理解してもらうために、電通大学の学生に依頼しており、近日に完成する見込みである。

〔勝浦委員（子育て支援課）〕

今年度の6月より、子育て世代包括支援センターを開設し、7月には子育て総合支援拠点 RELATTO（リラット）を開設した。子育て世代包括支援センターでは、母子手帳の面前交付を実施しているが、面談の中でハイリスクであると判断された母子については、以前より早期からの支援を図ってきたが、軽微の不安が見られる母子については、より丁寧な対応を図れるようになったと考えている。母子手帳の面前交付については6月から7月までの2か月でおよそ100名の方と面談ができている。面談の中で、体調が安定せず子育てが負担になっている母親や、実家が住まいから遠く親族から支援を受けることができない母親に対しては、一時保育またはファミリーサポートセンター等を紹介するなど、関係機関につなげることができている。経済的に不安を感じている母親に対しても、助産制度を紹介する等の対応ができている。また、産婦健診の女性に対しても、6月から支援を実施し、現在までで51名の方が受診されている。そのうち8名は事前に情報を提供して頂いたこともあり、1～2回のサポートを実施し、無事に終結することができている。産婦健診については、今回の8名のように、継続して見守りを続けていくケースが今後も見られると考えている。

子育て世代包括支援センター及びRELATTO（リラット）の開設により、母子に対し幅広い対応が可能となった。能動的な母子への支援が可能となったことは、大きな変化であると考えている。

(3) 講義

中村弁護士より、「最近の児童虐待法制の動き」についての以下のような講

義がなされた。

〔中村弁護士〕

「第1 児童福祉法の平成29年改正」について説明させていただく。まず、28条審判における保護者指導の拡大では、保護者への指導に対して如何に司法が関与するかという点が重要となっている。諸外国における保護者指導の司法関与について例を挙げると、米国では子どもが保護されると即座に裁判所が介入し、保護者に対して一定の指導を実施する。裁判所の指導を受ける動機づけとして、保護者が指導に従わない場合、親権が剥奪される等の処分が下される。日本では、保護者が児童相談所等の関係機関による支援及び指導を拒否するケースが多く、裁判所による保護者指導の制度化が求められており、児童福祉法改正の度に、裁判所が保護者指導に関与することは可能か議論されてきた。これまで、裁判所が保護者に直接指導を実施する制度は日本に存在せず、現在の日本の制度では、裁判所から児童相談所へ保護者指導の方法について勧告をすることとなっており、間接的な形でしか司法関与ができていない。また、勧告ができる場面も限定的である。すなわち、上記の裁判所が児童相談所に対して保護者指導の勧告をなしうるのは、児童福祉法28条審判が申し立てられている時に限られている。この児童福祉法28条とは、保護者が子どもの施設入所あるいは里親委託に同意しない場合、児童相談所が家庭裁判所に児童福祉法28条申し立てを行い、裁判所の承認を得ることが出来れば、子どもを施設入所あるいは里親委託することが出来るというものである。このように、裁判所が上記の指導勧告を行うのは、保護者が子どもの施設入所あるいは里親委託に反対しており、児童相談所が児童福祉法28条申し立てという裁判手続きを取った時に限定されている。裁判所による指導勧告の意図としては、指導内容を裁判所の意見とすることで、児童相談所による保護者への指導を円滑化するという趣旨も含まれているが、あくまでも裁判所から保護者への影響力は間接的であるため、現状、勧告制度が十分に機能しているとはいえない。これまでは、28条審判のもと、児童入所施設に入所する際にのみ、裁判所の指導勧告が可能であったが、今回の改正で指導勧告を出せる範囲が広がった。従来は、28条審判の審議後に指導勧告を出せたが、

改正により審議の途中から指導勧告が出せるようになった。これにより、審議の途中で親に指導勧告し、親の育児や生活が改善された場合、親子分離の必要がなくなるため、28条審判を取り下げ、子どもを家に帰すことが可能となった。このように、裁判所が保護者と児童相談所に関わることで、保護者が児童相談所の指導及び支援を受け入れやすくなる制度ができつつある。

次に、親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を継続することについての司法審査を説明する。まず、児童相談所が実施する一時保護は児童相談所長が一時保護の必要を認めた場合のみ実施することができる。通常、警察が被疑者を逮捕する際に裁判所の逮捕令状が必要なように、人間の身体拘束は行政機関の判断のみでは実施できない。しかし、児童相談所による子どもの一時保護の場合、裁判所の承認を待っているのは緊急対応ができないため、児童相談所長の承認という、行政機関の判断のみで一時保護が実施できるようになっている。身体拘束を行政機関の判断のみで実施できることは、弁護士の視点として違和感があり、子どもの権利条約においても司法の関与なく子どもの移動を制限することはあってはならないとされている。日本の制度は行政機関に大きな経験を与えているのではないかと考えている。また、一時保護の期間は2か月とされており、一時保護が終了した時点で一時保護の継続が必要と判断された場合、さらに2か月間、一時保護を延長できた。しかし、今回の法改正により、平成30年度の4月から、一時保護が2か月を超えることが保護者の意に反する場合、司法審査が必要になった。これまで行政機関の判断のみで実施されていたことに、司法機関が関与する形といえる。

次に、「第2 最近の動きから」における、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について説明する。緊急総合対策は今年度の7月20日に発表されたものであり、今回、5つの対策が講じられた。「Ⅰ 転居した場合の児童相談所管における情報共有の徹底」は、複数の児童相談所が関わるケースを意識して策定されたものであり、児童相談所が支援する家庭が転居する場合は引継を行い、緊急性の高いケースは対面での引継を原則と定めている。また、引継が完了するまで、移管元の援助を継続すること

としている。「Ⅱ 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」では、通告の受理後、48 時間以内に、児童相談所や関係機関が直接子どもの様子を確認することとしている。また、子どもの安全が確認できない場合は、立入調査を実施し、必要に応じて警察への援助を要請するなど、強制的な対応を実施することを徹底している。「Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化」では、通告受理後 48 時間以内に、児童相談所や関係機関が子どもの安全確認できない事案を情報共有することとしている。「Ⅳ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除」では、リスクが高い場合は一時保護を躊躇なく実施することとしている。

「Ⅴ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」では、福祉サービスを利用していないなど、関係機関が安全を確認できない子どもの情報を 9 月末までに市町村が緊急把握する。最終的に、要保護児童対策地域協議会で共有し、国において状況把握して公表することとしている。「Ⅵ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）の策定」では、市町村の体制強化を図っており、増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実のために、弁護士等の専門職を配置し、児童相談所の体制を強化することを定めている。児童福祉法においても、児童相談所に弁護士を配置、またはそれに準じた措置を講じることとされている。寝屋川市の取組としても、スーパーバイザーとして、弁護士を 2 名、それぞれ月に 1 回招聘している。市町村に弁護士を配置、またはそれに準じた措置を講じることが虐待対応に効果的であり、他市にも波及していけばと考えている。

次に、「3 児童相談所から市町村への指導委託、事案送致」について説明する。児童福祉法第 27 条では、「都道府県は、児童または保護者を児童相談所等に通わせ、市町村に委託して指導させること。」という条文が新たに加わっている。また、児童福祉法第 26 条においても、「児童相談所長は、児童または保護者を児童相談所等に通わせ、市町村に委託して指導させること。」、「児童相談所長は、児童及び妊産婦の福祉に関して、市町村に送致すること。」という条文が加わっている。これらの条文には指導委託と事案送致に関する趣旨が含まれている。指導委託については、施設入所等の措

置に至らず在宅支援となったが、その後に重篤な虐待事例が生じた場合、市町村が、身近な場所で、児童や保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を阻止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する一環として、児童相談所から市町村に指導委託できるという趣旨が含まれている。また、事案送致についても、児童虐待相談対応件数が増加し続けている中で、虐待事案の軽重と対応する機関にミスマッチが生じ、適切な対応に遅れが生じることがないように、児童相談所は、面接や調査等によるアセスメントによって、子どもの安全に関する緊急性がないと判断された場合に、子ども及び妊産婦の福祉に関し、市町村に送致することができるという趣旨が含まれている。ただし、事案送致に当たっては、市町村との十分な協議を行った上でなされる必要があり、児童相談所と市町村の相互の合意形成がなされていない状況での送致は行わないこととされている。

最後に、個人的な見解をいくつかお話しすると、今後の児童福祉において、保護者支援の拡充が必要であると考えている。昨今、児童の死亡事案が多く見られるが、これらの事案は、ただ保護者を罰するだけでは改善することは難しい。保護者がなぜそのような状況になったのか、未然防止としてどのような支援をしなければならないかを検討する必要がある。また、子どもに関わる機会のある職種との情報共有も必要であると考えている。社会福祉士としての視点、ヘルパーとしての視点など、職種によって、子ども及びその家庭から読み取れる情報は異なる。子どもを観察することが職種の本来の役割でないとしても、子どもの様子を知る機会があれば、情報を集めてもらい、関係機関と連携してもらえればと考えている。次に、施設退所し、18歳から自立する子どもへの自立支援について、親が自立に協力せず、親としての役割を果たさない場合、児童相談所では、裁判所に対し親権停止審判の申し立てを行い、親の親権を制限し、弁護士等を子どもの未成年後見人とすることで支援を図る取組がなされている。しかし、実際に安定した自立を図ることは難しい。さらに、民法が改正され、2022年から18歳が成人として扱われることになるが、18歳～19歳の者に対して上記のような支援をなし得なくなり、支援の枠組みからこぼれる子どもが出てくることが懸念される。最後に、無戸籍児問題について、以前に大

阪法務局より、市町村から無戸籍者や無戸籍児に係る情報があれば提供してほしいというお話を伺った。無戸籍者や無戸籍児についての情報があれば、組織として共有し、大阪法務局に報告してもらえば、無戸籍児問題の解決の一助になると考えている。

(4) その他

辻副会長より、資料4に基づき、要保護児童対策地域協議会主催の研修について、平成30年8月29日に開催される旨の説明がなされた。

また、資料5に基づき、児童虐待といじめ防止の駅前街頭啓発について、平成30年11月1日から実施される旨の説明がなされた。

最後に、次回の代表者会議は平成31年2月6日を予定している旨の説明がなされた。

以上をもって、会議は終了し、散会となった。